

小野市離職者等生活支援給付金給付事業に関するQ&A

【事業の目的について】

Q1 事業の目的は？

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者などあらゆる雇用形態の被雇用者で、事業所の都合により解雇されるなど離職を余儀なくされた方、並びに令和2年度の就職の内定を取り消された方に対して、市が生活資金の一部を支援することを目的に実施します。

【対象者（離職者）について】

Q2 3月31日に離職しましたが、給付の対象になりますか？

- ・令和2年4月1日から6月30日までに事業者の都合により解雇されるなど離職を余儀なくされた方が対象となるため、3月31日付で退職された方は対象となりません。離職日が1月や2月の場合も同じく対象外となります。

Q3 4月2日に小野市に転入しました。給付の対象になりますか？

- ・令和2年4月1日から申請日まで引き続き、小野市に住所を有していることが条件になりますので、4月2日に小野市に転入されてきた方や申請日以前に転出された方は対象外となります。

Q4 パートでも対象になりますか？

- ・正規、非正規などの雇用形態は問いませんが、離職日以前に3か月以上、同一の使用者に雇用されていたこと、事業所の都合により解雇されるなど離職を余儀なくされた場合に限り対象となります。

Q5 コロナの影響で収入が大きく減少しました。対象になりますか？

- ・離職されていない場合は対象外となります。

【対象者（内定取消者）について】

Q6 初任給予定額が18万円だった場合の給付金は？

- ・給付金の上限額10万円を給付することになります。

Q 7 就職の内定時の雇用形態は「正規」でなければならないの？

- ・雇用形態は正規・非正規・派遣等を問いません。

Q 8 内定は今年の1月でしたが、3月に取り消された場合は？

- ・令和2年度の採用予定者として内定が決まっていた場合は対象になります。
※その後、アルバイト等による収入、又は申請日時点において新たな就職先（アルバイトを含む）が決まっている場合は対象外となります。

【給付金額について】

Q 9 4月に退職しましたが、2月から収入が減少しています。直近の給料明細が必要ですか？

- ・感染防止の観点から勤務調整等により直近の収入が一時的に減少した場合など正当な理由があれば、離職の日の属する1年間（4月に離職した場合、昨年5月～4月）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない任意の3か月の給与明細を提出していただいても構いません。

Q 10 賃金や賞与、退職金は含めることができますか？

- ・3か月を超える期間ごとに支払われるもの（賞与等）は賃金に含めることができません。また、退職後に一時金又は年金として支払われる退職金等も賃金に含みません。

【申請・給付方法について】

Q 11 記入を誤った場合はどうすればいいですか？

- ・訂正したい部分に二重線を引き、正しい内容を記載してください。
また、訂正した二重線の上に、申請書と同様の押印をお願いします。

Q 12 押印にシャチハタでもいいですか？

- ・シャチハタ印等のゴム印は使用できません。

Q 13 交付金の振込はいつになりますか？

- ・申請書受理後、審査を行い、約2週間程度で指定口座に振り込みます。